平成２６年（フ）第３５７２号
大阪府摂津市別府３丁目３番26―101号　アンブルールクラージュ別府、前住所大阪府摂津市鳥飼西２丁目32番２－６号
債務者　中尾　伸次
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６９８号
大阪市東成区神路１丁目４番９号
債務者　鈴木　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２０３号
兵庫県宝塚市安倉西２丁目８番１―705号
債務者　鈴木マリザモンテファルコン
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２７号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2435番地７
債務者　吉岡　正直
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３０号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居477番地　荒木アパート１
債務者　高橋　理恵
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３２号
埼玉県熊谷市下奈良561番地19、旧住所埼玉県南埼玉郡宮代町字東446番地26
債務者　小林　貴浩
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第２３６号
埼玉県熊谷市佐谷田3916番地３　ポートステージ熊谷218号
債務者　佐藤　修司
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０６号
新潟県長岡市東神田１丁目３番20号、前住所新潟県長岡市愛宕２丁目３番20号
債務者　岡本　正史
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
三重県鳥羽市国崎町206番地
債務者　村山ゆみ枝
1　決定年月日時　平成26年９月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月27日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第５９号
岩手県北上市さくら通り４丁目６番26号ユーロ　ファンタジスタＤ101、旧住所岩手県釜石市箱崎町第５地割16番地２
債務者　新井　陽子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成26年９月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第７２４号
埼玉県川口市並木３丁目24番９号　鈴木ビル202号
債務者　黒木さつき
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３７号
さいたま市緑区大字大門4221番地　レオパレス浦和美園301号
債務者　佐藤　義信
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４２号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目19番62号　アクイラ105号室
債務者　藤原　悦代（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７４５号
さいたま市桜区大字神田356番地１　ＭＯＭＯ浦和405号
債務者　佐藤　真紀（旧姓八重樫）
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７６０号
埼玉県桶川市大字上日出谷730番地の９
債務者　横田　一弥
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７８号
さいたま市北区今羽町244番地２　１―101
債務者　品川　和生
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７７９号
埼玉県川口市西川口５丁目２番１―401号　仲町公団
債務者　齋藤恵美子
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係